入 札 説 明 書

自動車用レギュラーガソリンの購入

(令和6年2月27日付け公告分)

京都府警察本部総務部会計課

自動車用燃料の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日
 - 令和6年2月27日
- 2 契約担当者
 - 京都府警察本部長 白井 利明
- 3 担当部局

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部総務部会計課 電話075-451-9111 内線2255

- 4 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び予定数量
 - ア レギュラーガソリン 94,000リットル
 - イ レギュラーガソリン 90,000リットル
 - ウ レギュラーガソリン 90,000リットル
 - エ レギュラーガソリン 80,000リットル
 - (2) 購入物品の規格、品質等
 - JIS-K2202-2号
 - オクタン価89.0以上
 - (3) 納入期間
 - ア 令和6年4月9日(火)から令和6年6月30日(日)まで
 - イ 令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)まで
 - ウ 令和6年10月1日(火)から令和6年12月31日(火)まで
 - エ 令和7年1月1日(水)から令和7年3月31日(月)まで
 - (4) 納入場所等

京都府警察本部長が指定する場所(タンクローリー車による納入とする。)

- 5 一般競争入札に参加できない者
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当する者
- 6 入札に参加する者に必要な資格
 - 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されている者であること。

大分類「燃料類」 一小分類「燃料油」

- (2) 4の(1)の購入物品について、契約担当者が指定する日時、場所に確実に納入することができると認められる者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならな

11

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア 受付期間

- (ア) 令和6年2月27日(火) から令和6年4月1日(月) まで
- (4) 令和6年5月9日(木) から令和6年6月12日(水) まで
- (ウ) 令和6年8月9日(金) から令和6年9月9日(月) まで
- (エ) 令和6年11月8日(金) から令和6年12月10日(火) まで ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3 京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2255

- ウ 参加資格確認通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名(住所、氏名等) を記入した長3封筒(横12cm×縦23.5cm)に 694円(速達・簡易書留料)切手を 貼って提出すること。
- (2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を持参により提出すること。

- ア 競争入札資格審査結果通知書(写)
- イ 本公告に示した購入物品及び数量を納入期間内に確実に納入することができることを証明する書類
- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、

- ア 令和6年4月4日(木)
- イ 令和6年6月17日(月)
- ウ 令和6年9月13日(金)
- 工 令和6年12月16日(月)

までに一般競争入札参加資格確認結果通知(以下「確認結果通知」という。) により 通知する。

(4) その他

- ア 確認申請書の作成等に要する費用は入札に参加しようとする者の負担とし、提出 された書類は返却しない。
- イ 6の(1)の競争入札参加資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次 により資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出期間
 - a 令和6年2月27日(火)から令和6年3月13日(水)まで
 - b 令和6年5月9日(木)から令和6年5月23日(木)まで
 - c 令和6年8月9日(金)から令和6年8月27日(火)まで
 - d 令和6年11月8日(金)から令和6年11月26日(火)まで

ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に

合わないことがある。

(イ) 提出場所及び問い合わせ先 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府総務部入札課入札・物品調達調整係 電話075-414-5428

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

次により4の(1)の購入物品について、それぞれ入札及び開札を行う。

ア 日時

- (7) 令和6年4月9日(火)午前11時
- (4) 令和6年6月21日(金)午前11時
- (ウ) 令和6年9月20日(金) 午前11時
- (エ) 令和6年12月20日(金)午前11時

イ 場所

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札方法

ア 入札書は、持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当 該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておか なければならない。
- ウ 入札書は、直接提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法 人の場合はその名称又は商号)及び「○月○日自動車用レギュラーガソリン入札書 在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

- エ 入札回数は、2回までとする。
- オ 確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加 することができない。
- カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- キ 確認結果通知を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことが できるので、入札辞退届を持参又は郵送により事前に提出すること。
- (3) 郵送による入札方法

ア 受領期限

- (ア) 令和6年4月8日(月)
- (イ) 令和6年6月20日(木)
- (ウ) 令和6年9月19日(木)
- (エ) 令和6年12月19日(木)

イ 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

- ウ 郵便の種類は、書留郵便とする。
- エ 当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札に

ついては、あらかじめ郵便入札に同封しておくこととする。

なお、この場合の再度入札については、一回目の最低入札価格が示達できないため、入札の無効となることがある。

オ 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に 封印等の処理をし、表封筒に「4月9日開札入札書在中」・「6月21日開札入札書 在中」・「9月20日開札入札書在中」・「12月20日開札入札書在中」と朱書するとと もに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長あての親 展とする。

なお、郵便により再度入札を行う場合においては、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「4月9日開札再入札書在中」・「6月21日開札再入札書在中」・「9月20日開札再入札書在中」・「12月20日開札再入札書在中」と朱書きした中封筒を「○月○日開札入札書在中」中封筒とともに同封する。

- カ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人が 開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (7) 入札説明書等に関する質疑について
 - ア 入札者は、入札説明書及び別添契約書(案)を熟知の上入札しなければならない。 この場合において、当該入札説明書等について質疑がある場合は、資格審査締切日 までに所定の様式により申し出ることにより関係職員に説明を求めることができ る。なお、入札説明書等についての不知又は、不明を理由として異議を申し立てる ことはできない。
 - イ 質疑に対する回答については、資格確認を受けた者全員に対し、確認通知と同様 に通知する。
- (8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、レギュラーガソリン1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

- ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は、その代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以

下「入札関係職員」という。)及び8の(9)のアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(10)入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者(失格者を含む。)は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合
- オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者のした入 札
- カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を 訂正した入札書で入札した者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札
- ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第 145条 の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札 者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該 入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入 札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代 えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは落札者は当 該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 9 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額を合算した金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否

要する (別紙契約書案により作成するものとする。)。

13 契約単価の変更について

契約期間中においても、法令の改正や、価格の大幅な変動、その他の理由により契約

単価を改定する必要が生じたときは協議の上、価格を変更することとする。

なお、この場合価格の大幅な変動とは、契約期間中に(財)日本エネルギー経済研究 所石油情報センターが発表する、近畿局の月の最終週のレギュラーガソリン(一般小売 価格)の週次調査(月曜調査)価格が、前月の最終週より5%以上変動することを意味 し、大幅な変動を認めた翌月以降の契約単価について、協議の上価格を定めるものとす る。

14 入札の執行

本件入札に係る令和6年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は、執行しないものとする。ただし、本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他必要な事項

- (1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例 を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。
- (3) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (4) 開札の前後に関わらず、入札参加者が1人のみの場合は入札を中止することがある。